

千葉県コンプライアンス基本指針 新旧対照（修正箇所のみ）

【令和 7 年 4 月 1 日付け改定予定箇所】

新（基本指針 改正案）	旧（基本指針（R 6. 1 1. 1 4））
（２）「７つの行動規範」における具体的取組 ① 法令の遵守及び法令違反行為の隠蔽等の禁止 県職員は、地方公共団体・地方公務員に係る基本法令、業務に係る関係法令を十分に理解して、正しい適用・手続きにより業務を執行しなければならない。また、法令違反行為を隠蔽又は看過してはならない。	（２）「７つの行動規範」における具体的取組 ① 法令の遵守及び法令違反行為の隠蔽等の禁止 県職員は、地方公共団体・地方公務員に係る基本法令、業務に係る関係法令を十分に理解して、正しい適用・手続きにより業務を執行しなければならない。また、法令違反行為を隠蔽又は看過してはならない。
交通法規の遵守について 交通事故は自ら注意していても起こる可能性があるが、事故の原因となり得る交通法規の違反は職員一人ひとりの心掛け次第で防止することができる。県職員は、率先して法を遵守すべき公務員として、公私を問わず交通法規を遵守しなければならない。 特に、飲酒運転については、道路交通法において、運転者だけでなく車両提供者、酒類提供者、同乗者に対して厳罰化が図られているほか、県職員は条例により飲酒運転の根絶に率先して取り組むものとし、飲酒運転に関与した場合には、県の内規により、原則として免職処分が科されることとなる。	交通法規の遵守について 交通事故は自ら注意していても起こる可能性があるが、事故の原因となり得る交通法規の違反は職員一人ひとりの心掛け次第で防止することができる。県職員は、率先して法を遵守すべき公務員として、公私を問わず交通法規を遵守しなければならない。 特に、飲酒運転については、道路交通法において、運転者だけでなく車両提供者、酒類提供者、同乗者に対して厳罰化が図られているほか、県職員は条例により飲酒運転の根絶に率先して取り組むものとし、飲酒運転に関与した場合には、県の内規により、免職も含む厳しい処分が科されることとなる。
<関係規定等> ○交通事故等に係る職員の懲戒処分等に関する指針（交通事故等に係る職員の懲戒処分等に関する取扱要綱第2条） 1 飲酒運転 （１）運転者 飲酒運転（酒酔い及び酒気帯び運転）をした職員は、免職とする。 （２）同乗者等 飲酒運転であることを知りながらその車両に同乗していた職員、又は飲酒をすすめた上、飲酒運転を止めなかった職員は、免職とする。	<関係規定等> ○交通事故等に係る職員の懲戒処分等に関する指針（交通事故等に係る職員の懲戒処分等に関する取扱要綱第2条）※ 庁内ホームページに掲載 1 飲酒運転 （１）運転者 飲酒運転（酒酔い及び酒気帯び運転）をした職員は、免職とする。 （２）同乗者等 飲酒運転であることを知りながらその車両に同乗していた職員、又は飲酒をすすめた上、飲酒運転を止めなかった職員は、免職とする。

⑤ 県民への誠実かつ公平・公正な対応

県職員は、県民に接する場合は、一人ひとりが職場の代表として業務にあたっていることを意識し、誠実かつ公平・公正に対応しなければならない。

<関係規定>

a 外部の者から不当な働きかけを受けた場合の対応要領 抜粋

〔目的〕 第1条

この要領は、職員が県の事務又は事業に関し、外部の者から不当な働きかけを受けた場合の対応について必要な事項を定め、もって県の職務の透明性、公正性の一層の向上と県民の信頼の確保に資することを目的とする。

〔記録及び報告等〕 第4条

① 職員は、外部の者から不当な働きかけに該当する疑いがある要求又は依頼を受けたときは、その者に対し、当該要求又は依頼に応じることができない旨及び当該要求又は依頼の内容が記録される旨を伝えるよう努めるものとする。

② 当該職員は、速やかに対応記録簿を作成し、当該対応記録簿をもって所属長に報告するものとする。

③ 報告を受けた所属長は、当該要求又は依頼が不当な働きかけに該当すると認めるときは、職員が作成した対応記録簿を主管課長に送付し、併せて、当該対応記録簿の内容を主務課長に共有するものとする。

b 千葉県行政対象暴力対策要綱第4条（平成15年・総務部総務課）※ 庁内ホームページに掲載

職員は、職務の遂行に当たり、何人に対しても法令遵守の姿勢を堅持するとともに、当該職員の所管する事務事業について十分に説明し理解を得るために努力をするものとする。

職員は、公務員が全体の奉仕者であることを自覚し、行政対象暴力に対しては、厳正な態度で臨むものとする。

c 行政対象暴力対応マニュアル（平成15年・総務部総務課）※ 庁内ホームページに掲載

⑤ 県民への誠実かつ公平・公正な対応

県職員は、県民に接する場合は、一人ひとりが職場の代表として業務にあたっていることを意識し、誠実かつ公平・公正に対応しなければならない。

<関係規定>

<新設>

a 千葉県行政対象暴力対策要綱第4条（平成15年・総務部総務課）※ 庁内ホームページに掲載

職員は、職務の遂行に当たり、何人に対しても法令遵守の姿勢を堅持するとともに、当該職員の所管する事務事業について十分に説明し理解を得るために努力をするものとする。

職員は、公務員が全体の奉仕者であることを自覚し、行政対象暴力に対しては、厳正な態度で臨むものとする。

b 行政対象暴力対応マニュアル（平成15年・総務部総務課）※ 庁内ホームページに掲載

【令和 7 年 6 月 1 日付け改定予定箇所】

新（基本指針 改正案）	旧（基本指針（R 6. 1 1. 1 4））
(2)「7つの行動規範」における具体的取組 ① 法令の遵守及び法令違反行為の隠蔽等の禁止 県職員は、地方公共団体・地方公務員に係る基本法令、業務に係る関係法令を十分に理解して、正しい適用・手続きにより業務を執行しなければならない。また、法令違反行為を隠蔽又は看過してはならない。 <関係規定> a～h （略） i 業務上横領（刑法第 253 条） 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10 年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。 j 詐欺（刑法第 246 条） 人を欺いて財物を交付させた者は、10 年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。 k 盗品譲受け等（刑法第 256 条） 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、3 年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。 また、その物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のあつせんをした者は、10 年以下の<u>拘禁刑</u>及び 50 万円以下の罰金に処する。 l 背任（刑法第 247 条） 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、5 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。	(2)「7つの行動規範」における具体的取組 ① 法令の遵守及び法令違反行為の隠蔽等の禁止 県職員は、地方公共団体・地方公務員に係る基本法令、業務に係る関係法令を十分に理解して、正しい適用・手続きにより業務を執行しなければならない。また、法令違反行為を隠蔽又は看過してはならない。 <関係規定> a～h （略） i 業務上横領（刑法第 253 条） 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10 年以下の<u>懲役</u>に処する。 j 詐欺（刑法第 246 条） 人を欺いて財物を交付させた者は、10 年以下の<u>懲役</u>に処する。 k 盗品譲受け等（刑法第 256 条） 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、3 年以下の<u>懲役</u>に処する。 また、その物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のあつせんをした者は、10 年以下の<u>懲役</u>及び 50 万円以下の罰金に処する。 l 背任（刑法第 247 条） 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、5 年以下の<u>懲役</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。